

(仮称) 日野市障害者差別解消推進条例 素案 【検討案】

条例とは、法律の範囲内で定めることができ、日野市で制定する条例の効力は、市の区域内に限定されます。今回の障害者差別解消法では、いわゆる上乗せ・横出し条例について制限はありません。

<前文>

第10回検討委員会**【市からの提示案】**

私たち一人ひとりはかけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を有している。障害の有無にかかわらず、多様性が認められ、様々な人が地域に共生し活躍できる社会を目指し、全ての市民はお互いを尊重し、支え合う必要がある。

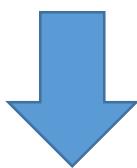
これまで、障害は個人の機能的な問題として捉えられてきたが、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約をきっかけに、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであり、社会的障壁を社会の責任で取り除くことが求められるようになった。

しかし、障害や障害者に対する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習等の社会的障壁や差別が今なお存在している。多くの障害者やその家族が生活環境、教育、就労、婚姻・出産など日常生活の様々な場面で困難に直面している。全ての市民は、社会的障壁を取り除き、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、障害の有無にかかわらず分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち日野」の実現を目指し、この条例を制定する。

【委員からのご意見】

- ✧ 社会モデルへの言及は良いが、条約があるから対応する、という文章は後ろ向きの印象を受ける。
- ✧ 多様性が認められ、様々な個性を持つ人々がその能力を主体的に、最大限に発揮できる社会は、障害者だけでなく全ての市民にとって暮らしやすく、学びやすく、働きやすい豊かな社会である、という前提を示してほしい。
- ✧ 文章表現を「市民は～する必要がある」よりも「私たちは～したい」という宣言の様な文体にしてほしい。
- ✧ 「ともに学び、ともに育ち合う」という言葉は前文に入れると良いのではないか。
- ✧ 津久井やまゆり園の事件において被害者の実名が公表されない背景に、障害のある子がいることで家族が地域から差別をされる現状があること、保育園や学校等で保護者が車いすを使っている場合、段差などで送迎やイベントに参加できず、故意に排除していくなくても結果的に排除されてしまう差別が起こることを踏まえて、差別解消に取り組む必要があることを認識してほしい。



<修正ポイント>

- ①目指すべき社会を明確にする。
- ②国際的な動きと国内の動きを時系列に整理して追加する。

第11回検討委員会（案）

平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択された。その後、日本は条約の締結に向けて、障害者基本法の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成26年に障害者の権利に関する条約を締結した。

私たち一人ひとりはかけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を有している。多様性が認められ、様々な人が地域に共生し活躍できる社会は、障害の有無にかかわらず、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会である。私たちは、地域でともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに生きる日野市を目指し、お互いを尊重し、支え合いたい。

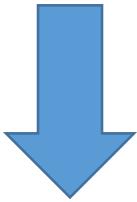
しかし、障害や障害者に対する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習等の社会的障壁や差別が今なお存在し、多くの障害者やその家族が生活環境、教育、就労、婚姻・出産など日常生活の様々な場面で困難に直面している。障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、社会における様々な障壁と対戦することによって生ずるものであり、社会的障壁を取り除くことは、社会の責任である。私たちは、社会的障壁を取り除き、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければならぬ。

これらの認識のもと、日野市は、障害の有無にかかわらず分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う、共生社会「ともに生きるまち日野」の実現を目指し、この条例を制定する。

1 (目的)

【前回ご意見なし】

この条例は、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、障害を理由とする差別の解消のための取組に係る基本的な事項を定めるとともに、障害及び障害者に対する理解を深めることにより、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的とする。



＜修正ポイント＞

背景として、この条例が障害者差別解消法を具現化するために制定されることを追加。

第11回検討委員会（案）

この条例は、障害者差別解消法の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、障害を理由とする差別の解消のための取組に係る基本的な事項を定めるとともに、障害及び障害者に対する理解を深めることにより、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的とする。

2 (定義)

第10回検討委員会

【市からの提示案】

(1) 障害者

障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者（障害が重複する者を含む）であって、障害及び社会的障壁との相互作用により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁

障害者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障害を理由とする差別

不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を提供しないことをいう。

(4) 不当な差別的取扱い

障害又は障害に関連する事由を理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、障害者の生活におけるあらゆる活動分野において、他の者と等しく、全ての人権、基本的自由を生まれながらにして持つことを認識すること、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。

(5) 合理的配慮

障害者が、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を生まれながらにして持つことを認識し、行使することを確保するために必要であり、適当な調整や変更を行うことであって、行政機関等及び事業者に過重な負担が生じないものをいう。

(6) 市民

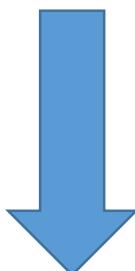
市内に居住し、又は市内で働き、若しくは学ぶ者及び日野市を訪れる者をいう。

(7) 事業者

市内で商業その他の事業活動を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない。

【委員からのご意見】

❖ 社会モデルの定義を追加してほしい。



<修正ポイント>

- ①不当な差別的取扱いの中に合理的配慮の不提供が含まれる場合があるため、(3) 障害を理由とする差別の定義を変更。
- ②(4) 不当な差別的取扱い、(5) 合理的配慮の定義を権利条約の文章に合わせる。
- ③「障害の社会モデル」の定義を追加。

第11回検討委員会（案）**（1）障害者**

障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者（障害が重複する者を含む）であって、障害及び社会的障壁との相互作用により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（2）社会的障壁

障害者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（3）障害を理由とする差別

不当な差別的取扱いを行うこと及び合理的配慮を提供しないことをいう。

（4）不当な差別的取扱い

障害又は障害に関連する事由を理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、障害者の生活におけるあらゆる活動分野において、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。

（5）合理的配慮

障害者が、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するために必要であり、適当な調整や変更を行うことであって、行政機関等及び事業者に過重な負担が生じないものをいう。

（6）障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

（7）市民

市内に居住し、又は市内で働き、若しくは学ぶ者及び日野市を訪れる者をいう。

（8）事業者

市内で商業その他の事業活動を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない。

3 (基本理念)

基本理念の項目では、条例全体に共通する考え方・視点を定めます。この基本理念を共通認識として、各条文や施策が定められます。

第10回検討委員会**【市からの提示案】**

障害者に対する障害を理由とする差別の解消は、次の各項を基本理念として図られなければならない。

- ア 障害のある人もない人も等しく全ての人権及び基本的自由を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- イ 障害は、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁によって生じるものであることを踏まえて、社会的障壁の除去や合理的配慮の提供が、障害の有無にかかわらず全ての市民にとって有益であることを認識し、互いに協力する必要があること。
- ウ 障害者が社会を構成する一員として、生涯にわたって、社会、経済、教育、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されること。
- エ 障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障されること。
- オ 障害者は、言語（手話等を含む。）、点字その他の意思疎通のための手段が最大限に確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大される必要があること。
- カ 障害者が、性別や年齢等の複合的な原因により生ずる困難な状況に置かれている場合、その状況に応じた適切な配慮がされること。特に、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により困難な状況に置かれる場合、その状況に応じた適切な配慮がされること。また、障害のある児童は成人と異なる支援を必要とすること。

【委員からのご意見】

- ❖ 力で「児童」とあるが、教育部門などでは小学生を指して使う言葉でもあるため、一般市民にわかりにくいのではないか。

**<ポイント>**

障害に関する法や制度の中では、成人 18 歳以上、児童 18 歳未満としているため、18 歳未満の障害のある人を指して「障害のある児童」と表す。

第11回検討委員会（案）

<変更なし>

4 (市の責務)

第10回検討委員会

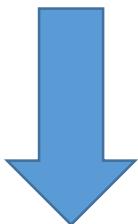
【市からの提示案】

市は、基本理念に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を計画的かつ継続的に実施するとともに、地域における障害及び障害者に関する理解の促進を図るために啓発を行わなければならない。

市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

【委員からのご意見】

- ✧ 啓発がとても重要である。合理的配慮の事例を事業者向けに提供するなど、具体的な施策を含めてもよいのではないか。
- ✧ 条例文と一緒にわかりやすいパンフレットを配布するとよい。
- ✧ 都の条例には都の責務に「体制整備」が入っている。市としても積極的に進める姿勢を表す必要があるのではないか。
- ✧ 障害、障害者だけでなく、「社会モデル」についての理解促進を含めてはどうか。
- ✧ 条例制定時の周知も重要で、学校の授業に取り入れるなどの方法もある。



＜修正ポイント＞

- ①相談及び紛争解決のための「体制整備」を追加。
- ②「社会モデル」の理解促進を追加。

第11回検討委員会（案）

市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を計画的かつ継続的に実施し、必要な体制整備を図るとともに、地域における障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解の促進を図るために啓発を行わなければならない。

市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

5 (市民の責務)

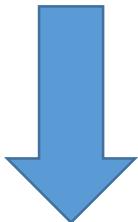
第10回検討委員会

【市からの提示案】

市民は、基本理念に基づき、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に市や事業者とともに努めなければならない。

【委員からのご意見】

- ✧ 市民が「積極的に」「主体的に自ら」理解を深めるという意味合いが入るとよい。
- ✧ 「社会モデル」についての理解を入れてほしい。
- ✧ 子どものときから啓発を進めることが大切であることを入れてほしい。



＜修正ポイント＞

市民が主体的に理解を深めること、「社会モデル」についての理解を追加。

第11回検討委員会（案）

市民は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に市や事業者とともに努めなければならない。

6 (事業者の責務)

第10回検討委員会

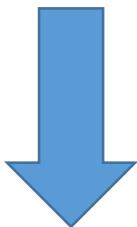
【市からの提示案】

事業者は、基本理念に基づき、障害及び障害者に関する理解を深め差別解消に取組むとともに、市が障害を理由とする差別の解消の推進に向けて実施する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者は、障害者等から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。

【委員からのご意見】

- ✧ 事業者の責務の条に合理的配慮の提供の義務が入るのは分かりやすくてよい。
- ✧ 実際の場面では、障害者自ら申し出ることは難しいため、都条例第7条の2のような文章を入れるとよいのではないか。9（合理的配慮の提供）の条項に入れてもよいのではないか。
- ✧ 事業者にとって負担と感じてしまう恐れもあり、合理的配慮とは何かを理解して提供する、という文章にしてはどうか。
- ✧ 「社会モデル」についての理解を含めてほしい。
- ✧ 条例で細かく説明するとボリュームが出てしまう。パンフレット等でわかりやすく説明してほしい。
- ✧ 「建設的な話し合い」もキーワードである。わかりやすい条例になるよう、バランスよく入れてほしい。



＜修正ポイント＞

- ①事業者が主体的に理解を深めること、「社会モデル」についての理解を追加。
- ②障害者等からの合理的配慮の申し出や内容については、8（合理的配慮の提供）に詳しく説明する。

第11回検討委員会（案）

事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め差別解消に取組むとともに、市が障害を理由とする差別の解消の推進に向けて実施する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者は、障害者等から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。

7 (障害を理由とする差別の禁止)

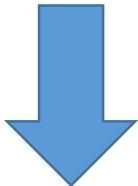
第10回検討委員会

【市からの提示案】

市及び事業者は、障害者及びその家族に対し、障害を理由とする差別をしてはならない。

【委員からのご意見】

- ✧ 案の書き方では市民は差別してもいいようにも読める。矛盾に感じる。
- ✧ 混乱を避けるため、この条は不要ではないか。
- ✧ 市民も差別禁止の対象であることは大きなポイントであり、外せないと思う。
- ✧ 市民は差別をしないよう努める、という表現にするか、5(市民の責務)の条に入れる方法も考えられる。
- ✧ 全ての人、何人も差別を禁止するのが良いのではないか。



＜修正ポイント＞

次条との整合性をはかり、わかりやすい条例にするため、この条項を削除し、次条以降にまとめる。

第11回検討委員会（案）

＜条項を削除＞

7 (不当な差別的取扱いの禁止)

第10回検討委員会

【市からの提示案】

市、事業者及びすべての市民は、障害者及びその家族に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、市及び事業者は、次に掲げる場合の他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるすべての場面で、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(1) 保育に関する差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として、入園を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 教育・療育に関する差別的取扱い

ア 障害者又はその保護者の意思を尊重せず、若しくは必要な情報提供や説明を行わずに、就学する学校又は特別支援学校を決定すること。

イ 障害者の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育・療育が受けられるようにするための支援を行わないこと。

(3) 福祉サービスの提供に関する差別的取扱い

障害者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、施設入所や通所など福祉サービスの利用を強制すること又は拒否すること。

(4) 医療の提供に関する差別的取扱い

ア 正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

イ 正当な理由なく、障害者の意思に反して、長期間の入院を含む医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(5) 雇用及び、就労・労働に関する差別的取扱い

ア 労働者の募集又は採用に際して、障害者の募集又は採用を行わないこと。

イ 障害者の雇用に際し、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、その他の労働条件について、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(6) 不特定多数の者が利用する施設（公共的施設）の提供に関する差別的取扱い

障害者の社会参加のための公共的施設の利用に関し、正当な理由なく、障害を理由として、その利用を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

(7) 公共交通サービスに関する差別的取扱い

公共交通機関の利用に関し、正当な理由なく、障害を理由として、その利用を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

(8) 情報の提供又は受領に関する差別的取扱い

ア 障害者に情報を提供する際、正当な理由なく、情報の提供を拒否すること、障害者本人ではなくその家族や支援者のみに対して情報提供すること、その他不利益な取扱いをすること。

イ 正当な理由なく、障害者が選択した手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限すること、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 商品の販売又はサービスの提供に関する差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 不動産取引に関する差別的取扱い

不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引を行う場合、障害者又は障害者と同居する者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、不動産取引を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 災害・防災に関する差別的取扱い

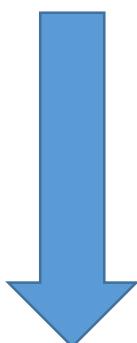
ア 災害時の情報提供に関し、音声のみで行うなど、障害者の情報伝達手段の確保に努めないこと。

イ 災害時の避難又は避難生活に関し、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

ウ 災害訓練、防災活動を行う際、正当な理由なく、障害者の参加を拒否すること、その他不利益な取扱いをすること。

【委員からのご意見】

- ✧ 「正当な理由なく」という言葉がよく出てくるが、ルールや規律を守る国民性を考えると、既存のルールは正当な理由になるのか、などその中身がわかりにくい。
- ✧ 名張市の「共に生き、共に学び・・・」のような、統合教育を目指すような文章を入れてほしい。
- ✧ 教育の場で障害に対する理解を深めることは重要であり、前文に入れてほしい。
- ✧ 教育現場などで差別があったときに、放置してはならないことを入れてほしい。
- ✧ (3) の福祉サービスに入所・通所以外のサービス（介護保険やヘルパーなど）も含まれることがわかるようにしてほしい。また、「拒否」だけでなく「制限」も追加してほしい。
- ✧ (4) 医療だけでなく、保健サービスについても含めてほしい。
- ✧ 全体のバランスとして、保育は福祉分野にも入るので、保育が最初に来るのは唐突感がある。
- ✧ 「不利益な取扱い」という言葉について、この条例は障害者に利益をもたらすためではなく、平等に扱ってほしたいための条例であり、「不利益」という言葉はふさわしくない。



＜修正ポイント＞

- ①「正当な理由なく」は初めの文章にまとめて記載し、場面ごとの文章からは削除。
- ②「不利益な（取扱い）」を削除。
- ③療育は幼少期から始まり、教育は全ての子どもに関わるため、(1)(2)の順序を変更。
- ④(3)に「訪問」を加え、「福祉サービス」に含まれる具体的なサービスの説明は逐条解説で行う。また、「拒否」だけでなく「制限」を追加。
- ⑤(4)に保健サービスを追加。
- ⑥「ともに学び、ともに育ち合う」は、前文に追加。

第11回検討委員会（案）

市、事業者及びすべての市民は、障害者及びその家族に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、市及び事業者は、次に掲げる場合の他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるすべての場面で、正当な理由なく、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（1）教育・療育に関する差別的取扱い

ア 障害者又はその保護者の意思を尊重せず、若しくは必要な情報提供や説明を行わずに、就学する学校又は特別支援学校を決定すること。

イ 障害者の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育・療育が受けられるようにするための支援を行わないこと。

（2）保育に関する差別的取扱い

障害を理由として、入所を拒否すること。

（3）福祉サービスの提供に関する差別的取扱い

障害者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、施設入所や通所、訪問など福祉サービスの利用を強制すること又は拒否、制限すること。

（4）医療及び保健サービスの提供に関する差別的取扱い

ア 障害を理由として、医療又は保健サービスの提供を拒否すること。

イ 障害者の意思に反して、長期間の入院を含む医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

（5）雇用及び、就労・労働に関する差別的取扱い

ア 労働者の募集又は採用に際して、障害者の募集又は採用を行わないこと。

イ 障害者の雇用に際し、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、その他の労働条件について、障害者でない者と異なる取扱いをすること。

（6）不特定多数の者が利用する施設（公共的施設）の提供に関する差別的取扱い

障害者の社会参加のための公共的施設の利用に関し、障害を理由として、その利用を拒否すること。

（7）公共交通サービスに関する差別的取扱い

公共交通機関の利用に関し、障害を理由として、その利用を拒否すること。

（8）情報の提供又は受領に関する差別的取扱い

ア 障害者に情報を提供する際、情報の提供を拒否すること、障害者本人ではなくその家族や支援者のみに対して情報提供すること。

イ 障害者が選択した手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限すること。

（9）商品の販売又はサービスの提供に関する差別的取扱い

障害を理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否すること。

(10) 不動産取引に関する差別的取扱い

不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引を行う場合、障害者又は障害者と同居する者に対して、障害を理由として、不動産取引を拒否すること。

(11) 災害・防災に関する差別的取扱い

- ア 災害時の情報提供に関し、音声のみで行うなど、障害者の情報伝達手段の確保に努めないこと。
- イ 災害時の避難又は避難生活に関し、障害者でない者と異なる取扱いをすること。
- ウ 災害訓練、防災活動を行う際、障害者の参加を拒否すること。

8 (合理的配慮の提供)

第10回検討委員会

【市からの提示案】

市及び事業者は、次に掲げる場合の他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるすべての場面で、社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮の提供を行わなければならない。

合理的配慮の提供は、建設的な話し合いを通じて、障害者の意向を尊重し、性別、年齢、障害の状況等に応じて個別に検討されなければならない。

- (1) 保育、教育、療育を行うとき
- (2) 住居、道路、建物、交通機関、その他の生活環境に関する施設や設備を提供するとき
- (3) 意思疎通に関して、情報を提供又は受領するとき
- (4) 労働者を募集するとき、労働者の採用及び労働条件を決定するとき
- (5) その他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるとき

【委員からのご意見】

- ✧ (4)に就職後の就労にかかる相談支援、採用後の能力開発及び働き方の相談を行うときを入れてほしい。
- ✧ (1)に障害児だけでなく、保護者が障害者の場合を入れてほしい。
- ✧ 細かな具体例は、イラストを使うなどパンフレット等で示した方が良いと思う。
- ✧ 個別の状況が予想されること、内容の変更や追加の必要性を鑑み、具体的な事例は別に説明するのが良いと思う。
- ✧ 「個別に検討されなければならない。」の「検討」は考えるだけのように読めるので、考慮して改善する、という意味が伝わるような文章にしてほしい。
- ✧ 合理的配慮とはどういうことかの説明を補強してほしい。「障害者の意向を尊重し」とあるが、これでは問題解決の主体が市及び事業者側だけになってしまふ。対等な関係での調整であることがわかる文章にしてほしい。
- ✧ 障害のある人、ない人がお互いに差別とは何かを明らかにする段階なので、具体的に配慮すべきことは条文に記載しなくてよいのではないか。



<修正ポイント>

- ①意思の表明の説明を追加。
- ②建設的対話により個別に考慮されるものであることを追記。
- ③(1)障害児だけでなく保護者が障害者の場合を含めるため、「～に関するとき」に変更。
- ④(4)就労後の相談支援を追加。

第11回検討委員会（案）

市及び事業者は、次に掲げる場合の他、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うものを含む。）があった場合において、必要な合理的配慮の提供を行わなければならない。

合理的配慮の提供は、建設的対話を通じて、性別、年齢、障害の状況等に応じて個別に考慮されなければならない。

- (1) 教育、療育、保育に関するとき
- (2) 住居、道路、建物、交通機関、その他の生活環境に関する施設や設備を提供するとき
- (3) 意思疎通に関して、情報を提供又は受領するとき
- (4) 労働者を募集するとき、労働者の採用及び労働条件を決定するとき、就労に関する相談支援を行うとき
- (5) その他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるとき

9 (相談、助言等)

第10回検討委員会

【市からの提示案】

○障害者、その家族又は関係者、事業者は、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（差別等事案）について、市及び市が指定した相談機関に相談することができる。

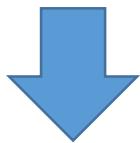
○相談機関は、差別等事案に関する相談を受けたときは、その内容について速やかに市に報告するものとする。

○市は、差別等事案の相談があったとき又は前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び把握
- (2) 必要な情報提供及び助言
- (3) 差別等事案に関する者の間の調整
- (4) 関係行政機関への紹介

【委員からのご意見】

❖ 合理的配慮の提供に関する情報提供についても入れてほしい。



＜修正ポイント＞

事務の内容に、関係行政機関との連携を追加。

第11回検討委員会（案）

○障害者、その家族又は関係者、事業者は、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（差別等事案）について、市及び市が指定した相談機関に相談することができる。

○相談機関は、差別等事案に関する相談を受けたときは、その内容について速やかに市に報告するものとする。

○市は、差別等事案の相談があったとき又は前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び把握
- (2) 必要な情報提供及び助言
- (3) 差別等事案に関する者の間の調整
- (4) 関係行政機関への紹介及び連携

10 (あっせんの申立て)

「あっせん」・・・障害者と差別をした者の間に入り、調整案を提示すること。

第10回検討委員会

【市からの提示案】

○障害者は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

○障害者の家族又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、障害者本人の意に反する事が明らかであることが認められるときは、この限りでない。

○あっせんの申立ては、前条10（相談・助言等）に掲げる事項を行った後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認めるときはこの限りでない。

○あっせんの申立ては、その差別等事案が次のいずれかに該当するときはすることができない。

- (1) 行政不服審査法その他の法令により審査請求その他の不服申し立てをすることができるとき。
- (2) 当該差別等事案の起こった日から3年を経過しているとき（その期間に申立てできなかったやむを得ない理由があるときを除く）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

【委員からのご意見】

特になし

↓<修正ポイント>

- ①申立ての相手方として「市・事業者」に限定することを追記。
- ②あっせんの申立てをできない場合を追加。
 - (1) 行政不服審査法や市職員の服務規程により対応することが適当な場合
 - (2) 障害者雇用促進法に規定される、事業主として労働者に対して行う差別解消に係る措置
 - (3) 過去の事案、繰り返しの事案
 - (4) 犯罪捜査の対象の場合
 - (5) 東京都など他の条例等により紛争解決の手続きが現に進行中の場合

第11回検討委員会（案）

- 障害者、市長に対し、市又は事業者を相手方として、差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。
- 障害者の家族又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、障害者本人の意に反する事が明らかであることが認められるときは、この限りでない。
- あっせんの申立ては、前条9（相談・助言等）に掲げる事項を行った後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認めるときはこの限りでない。
- あっせんの申立ては、その差別等事案が次のいずれかに該当するときはすることができない。
- (1) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、行政不服審査法その他の法令により審査請求その他の不服申し立て又は苦情申し立て等をすることができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 当該差別等事案の起こった日から3年を経過しているとき（その期間に申立てできなかったやむを得ない理由があるときを除く）、又は同一の事案について過去にあっせんの申立てを行ったことがあるとき。
- (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。
- (5) 当該差別等事案について、障害者差別解消法第14条の規定に基づき、国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんの申立てを行うことが適当でないと認めるとき。

1 1 (あっせんの手順)

【前回ご意見なし】

- 市長は、前条の申し出があったときは、調査を行うことができる。この場合、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 市長は、前条の申立てがあったときは、障害者差別解消支援地域協議会（地域協議会）に対し、前項の調査結果を付し、あっせんを行うことの適否について諮問することができる。
- 地域協議会は、前項のあっせんを行うことの審議に必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 前項の場合において、地域協議会があっせんを行うことが適當と答申したときは、市長は、当該差別等事案に係る障害者及び関係者に対し、あっせんを行うものとする。

1 2 (勧告)

【前回ご意見なし】

- 市長は、前条の規定によりあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該あっせんに従わない時は、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

1 3 (公表)

【前回ご意見なし】

- 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。
- 市長は、前項に規定する公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表に係る者に対しその旨を通知し、かつ、その者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

1 4 (地域協議会)

【前回ご意見なし】

○障害者差別解消法第17条第1項に定める障害者差別解消支援地域協議会を、市長の附属機関として置く。

○協議会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 市長から諮詢のあった当該事案の審議に関すること。

(2) 障害者差別解消法第18条に規定する協議会の事務等に関すること。

○協議会は、委員20人以内をもって組織する。

○委員は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する関係機関及び次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が任命する。

(1) 障害者差別解消法第17条第2項各号に掲げる者

(2) 障害者の権利擁護に関する優れた識見を有する者

○委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

1 5 (委任)

【前回ご意見なし】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1 6 (その他)

【前回ご意見なし】

市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者差別解消法の見直し、社会情勢の変化等を勘案し、また地域協議会の意見等を踏まえて必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

【条例全体に関する委員からのご意見】

- ✧ 市の施策の条項を追加してほしい。職員や教員に対する研修、啓発活動など。
- ✧ 障害者の権利を尊重しつつも、障害のない人を含めて広く理解を得られるような条例にすべきである。